



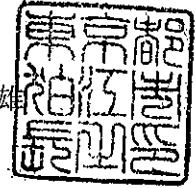
狛江市公告第**290**号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、調布都市計画高度地区の変更に係る都市計画の案を次のとおり公告する。

なお、関係住民及び利害関係人は、縦覧期間中に案に対する意見を市長に対し、文書により提出することができる。

令和5年12月4日

狛江市長 松原 俊雄



- 1 都市計画の種類  
調布都市計画高度地区
  
- 2 都市計画を定める土地の区域  
元和泉一丁目地内、東和泉一丁目地内、岩戸南一丁目地内、岩戸南二丁目地内、岩戸北一丁目地内及び東野川三丁目地内
  
- 3 縦覧場所  
狛江市役所都市建設部まちづくり推進課
  
- 4 縦覧期間  
令和5年12月4日から令和5年12月18日まで
  
- 5 意見書提出期間  
令和5年12月4日から令和5年12月18日まで
  
- 6 意見書の提出先  
東京都狛江市和泉本町一丁目1番5号  
狛江市都市建設部まちづくり推進課（5階）

# 都市計画の案の理由書

## 1 種類・名称

調布都市計画高度地区（狛江市分）

## 2 理由

昭和 43 年の都市計画法の制定以降、東京都全域を対象とした用途地域の見直しを、法改正や上位計画策定等に伴い、昭和 48 年、昭和 56 年、平成元年、平成 8 年、平成 16 年に、目指すべき市街地像を実現するため行ってきた。

前回の見直しから約 19 年が経過している中で、道路の整備による地形地物の変更（変化）などが多く発生したことにより、用途地域等の指定状況と現況との不整合などがみられることから、今回、これに伴う用途地域等の変更を一括して実施することとした。

このような背景を踏まえ、調布都市計画用途地域の変更に伴い、市街地環境と土地利用上の観点から検討した結果、面積約 0.2 ヘクタールの区域について、高度地区を変更するものである。

## 都市計画の策定の経緯の概要書

### 調布都市計画高度地区の変更

事 項	時 期	備 考
都市計画素案説明会	令和4年10月16日	参加者数 4名
狛江市都市計画審議会	令和5年3月31日	
東京都知事協議	令和5年10月10日	
都市計画案の公告・縦覧	令和5年12月4日から 令和5年12月18日まで	予 定
狛江市都市計画審議会	令和6年2月2日	予 定
決 定 告 示	令和6年4月	予 定